

男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰要綱

令和8年3月3日

(趣旨)

第1条 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(平成13年市条例第34号。以下「条例」という。)及び岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則(平成13年市規則第213号。以下「規則」という。)に定める事業者の表彰については、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、規則第6条第3項の規定により、あらかじめ市民若しくは経済団体からの推薦又は表彰を受けようとする事業者から申出(以下「推薦等」という。)のあったものの中から、次の各号のいずれかに該当する事業者についてこれを行う。ただし、推薦等を提出できる事業者は、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所に認証されているものに限る。

- (1) 職場における性的な言動に起因する問題等を防止し、積極的に性別等にかかわらず全ての人の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりを進めていること。
- (2) 仕事と育児・介護の両立を積極的に支援するため、法を上回る基準の制度や柔軟な働き方ができる制度を有するとともに、その制度が活用されていること。
- (3) 女性労働者の活躍促進に関する積極的取組を行っていること。
- (4) 性の多様性尊重に関する積極的取組を行っていること。
- (5) その他本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する功労が顕著であると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、同一の功績について、この表彰制度により、過去に表彰を受けたものについては対象としない。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦等を行おうとする者(以下「推薦者等」という。)は、推薦調書(別記様式)に必要事項を記載し、事務局へ提出するものとする。

2 前項の場合、推薦者等は、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

(選考委員会)

第5条 市長は、被表彰者を選考するため選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、岡山市女性が輝くまちづくり推進本部及び岡山市男女共同参画専門委員会の委員の中から市長が指名する。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、選考委員会の選考に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、女性が輝くまちづくり推進課において行う。

(事業者の取組の公表)

第9条 市長は、条例第16条第2項の規定により、当該被表彰者の取組を、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 報道発表

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。